

建築行政共用データベースシステム連絡協議会

平成27年度第4回企画改善部会・基準法システムWG 議事録（案）

日時：平成28年3月2日（水）10：30～11：30

場所：一般財団法人大阪建築防災センター

資料：①指定確認検査機関と大阪府下特定行政庁との通知・報告配信ルール（案）

②指定確認検査機関別 確認審査報告書等の送付・送信対応状況

出席：一般財団法人大阪建築防災センター 建築確認検査機構 企画審査部

草宮部長、飯森様、伊藤様

大阪府住宅まちづくり部建築指導室建築企画課 津田課長補佐、日笠様

事務局（ICBA） 久保（記）

議事：通知・報告配信システム活用について

総括：今般データ送信の要請のあった大阪府、堺市及び箕面市に確認の上、5月を目処にデータ本位型によるデータ送信を開始する。

主な意見等

- ・大阪防災としてはデータ送信の開始が可能な状況である。具体的にはいつから開始か。（大阪防災）  
→人事異動の関係で、4月当初開始は避け、5月からとしたい。また、堺市と箕面市にも確認をとり、できれば同じ時期に開始としたい。（大阪府）
- ・一定期間のテスト送信は必要か。（大阪府）  
→送信方法は承知しているので、5月より正式送信で問題ない。（大阪防災）
- ・5月1日送信開始とした場合、4月中に交付した物件も含めてもよいか。（大阪防災）  
→了承。（大阪府）
- ・確認申請書4～6面は現在システムに入力していないが、これも入力する必要があるか。（大阪防災）  
→4～6面は入力データまたはスキャナデータでも可としており、スキャナデータが送信されるならば入力不要。（大阪府）
- ・スキャナデータの解像度はどうすればよいか。（大阪防災）  
→解像度によっては文字が判読できないケースもある。データ送信前に必要であれば試験的にPDFデータを送ってもらえれば確認することも可能。（システム上の許容データ上限は1物件あたり5MB）。（大阪府）
- ・スキャナデータを作成するのは、もっぱらデータ送信が目的であり、当該データを長期保存することは考えていない。そこで、データ送信を終えた物件についてはスキャナデータを削除したいが、削除のタイミングはいつとすればよいか。（大阪防災）  
→基本的にはスキャナデータは月1回の原本送付が終われば削除しても問題ないと思われるが、そちらの業務上に支障がないように決めてほしい。（大阪府）

以上